

第11回 通常総会を開催

予算や事業、新制度などで活発な質疑も

1. 日 時 2021年6月17日(木) 午後2時から4時10分
2. 場 所 (メイン会場) ニューオーサカホテル 3階 生駒の間
大阪市淀川区西中島5丁目14番10号
(サブ会場) 東京事務所
東京都中央区日本橋3-13-5 油脂工業会館会議室
(個人参加) 事業所又は自宅等
3. 社員(代議員)数 110名(5月31日現在)
4. 出席者数 出席110名 (内委任状による出席77名)
委任状提出以外の参加者内訳
メイン会場 7名
サブ会場 4名
社員の事業所又は自宅等 30名
以上合計 41名
5. 議長 福田吉美
6. 議事録署名人 乾隆司、吉野紀子
7. 議事経過

(1) 司会の中尾卓司氏は、まず森川相談役を始め、この1年間に亡くなられた会員の方々のご冥福をお祈りするため黙祷を要請した。次に、本日の総会の定足数について、定款第18条の規程により、出席予定者数33名中33名出席、委任状77名で合計110名となり、本総会が適法に成立することを宣言し、開会した。

(2) 議事に先立ち、木方会長が開会のあいさつを述べた。

「コロナ禍での2回目の総会となる。国家資格制度は思った以上に順調に進んでいる。岡本代表幹事をはじめとする国家資格推進機構、新設の東京事務局にご尽力をいただき、ここまでできた。4月27日に試験機関として厚労省に申請をし、6月10日に専門委員による専門調査委員会があり、そこで説明をさせていただいて概ね了解で進んでいる。ここまでできたのは、生活者のための国家資格制度という一貫した姿勢を保ち、厚労省、眼科医会、業界、当協会の皆さんにご理解をいただきながら進めてきた。これまで、故福田名誉会長、故大頭先生、先程黙とうを捧げた森川相談役、そして今日リモートでご出席の加藤顧問、津田顧問、金井副会長、挙げればきりがなほど大勢の方々長い間、粘り強くご尽力いただいた賜物と感謝している。ただ、まだ決まったわけではなく、これからも気を引き締めてやっていかなくてはならないが、眼科医会との話し合いができるようになり、白根眼科医会会長にも同じ方向に向かって直接話し合いを続けていきたいと思います。さて、これから私たち技術者協会が試験機関として認められた暁には公平公正な試験ができるように、しっかりと準備をしていくと同時に、生活者のための組織

の再構築を目指し業界諸団体と議論を重ねていくステージにきている。今回は通常総会で昨年の事業、決算が主な議題だが、今後についてわからないところ、決めていかななくてはならないところがあれば、ご質問、ご提言をこの機会にさせていただいて意見交換をしていきたい」

- (3) 司会の中尾卓司氏は、議長の選出について諮ったところ司会者一任の声があり、福田吉美代議員を指名し、賛成を求めたところ、全員の拍手をもって決定した。
- (4) 福田吉美代議員は、議長就任のあいさつの後、議事録署名人の選任は本職の指名をもって決定したいと諮ったところ、異議なしの声があり、乾隆司代議員（大阪府支部）、吉野紀子代議員（京都府支部）を指名、承諾を得た。

福田吉美議長は、第1号議案および第2号議案双方関連があるため、一括して審議したいと諮り、異議なしの声で審議に入った。

【審議事項】

第1号議案 2020年度事業報告承認の件

福田吉美総務部長は、総会資料4頁から7頁に記載している第1号議案の2020年度事業報告、会議の開催状況、各部の事業活動及び会員数等を読み上げて詳細に説明した。

第2号議案 2020年度収支決算承認の件

平岩幸一財務部長は、総会資料8頁から17頁に記載している第2号議案の2020年度収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表等について詳細に説明した。

福田吉美議長は、ここで監査報告を要請した。

監事を代表して岡野雄次氏が4月15日に行った監査の結果について、いずれも正確かつ適正に執行されていると報告した。

福田吉美議長は、第1号議案、第2号議案について質疑を求めたが特に異議はなく、一括して承認を求め、全員の拍手で承認された。

続いて福田吉美議長は、第3号議案及び第4号議案双方関連があるため、一括して議題にしたいと諮り、異議なしの声で審議に入った。

第3号議案 2021年度事業計画承認の件

福田吉美総務部長は、総会資料19頁から23頁に記載している2021年度事業計画について読み上げ、詳細に説明した。

第4号議案 2021年度収支予算承認の件

平岩幸一財務部長は、総会資料24頁から28頁に記載している2021年度収支予算について詳細に説明した。

福田吉美議長は、第3号議案、第4号議案について質疑を求めたところ次の通り質疑が行われた。

(質問) すべての生涯教育を通信講座に振替ということは今日の総会で決定か。教育特集号を見ると開催支部も何カ所かあったと思う。

(回答) この後の報告事項で詳細を説明したいが、例外規定で生涯教育を運営できるシステムにな

っている。

(質問) 認定眼鏡士の普及啓蒙事業が計上されているが、省令改正となれば普及事業はナンセンスだと思う。

9月にはほぼ国民のみなさんがワクチン接種できており、徐々に普通の活動もでき、ブロック会議、教育事業もできるのではないかな。

また、今後、会員が増えていくと思うが、公益社団法人で利益を出せないということになれば、その中で黒字をどうするか。来年度以降は、支部活動で活動費が足りないところに支部活動の助成を考えていただければと思う。

また、試験の費用を全体的にどのくらいの予算で考えているのか。

省令改正となれば、臨時総会を開き定款の書き換えや試験や資格制度になって行くのかと思うが、いつ頃になるのか。

(回答) 省令改正を見込んでその後のことを考えているが、ご指摘のような定款の改正で臨時総会を開くことは、今のところ考えていない。コロナの状況が変わってくると、生涯教育などは実会場ということもでてくる。大きく変わるようなら補正予算も必要となる。とにかく今年は、更新ポイントをきちんとっていただきたい。

資格制度に当協会が支出をしていかななくてはならないが、今年は支出が多いが来年は特例講習、本試験の収入があり、支出した部分が収入に返ってくる。当協会自体で試験制度の移行に対して、支出はそれほど大きくはないと思っている。その後の制度で当協会がどのような形で働きをしていくか。今までとは違った形になってくると、他の業界団体と考えている。業界全体で、眼鏡作製技能士をやっけていかななくてはならない。その上で、生涯教育をやっけて、眼科との良好な関係を保ちながら大きな団体として全体でいきたい。その中で、当協会は試験機関として、特定した形に絞ってやっけていくかどうか。そうなるると今までの支部事業とは少し違った支出になってくる。それは来年度にかかる問題で、今年はコロナ禍でもワクチンの方が順調にいけば、ブロック会議などはできるだけリアルな形でお話を聞きながら、説明しながら、今後の業界の在り方という、大きな形で考えて新しい形でのあるべき姿を考えていきたい。必要であれば、臨時総会で基幹決定をしていきたいと思っている。

(質問) 予算案の24ページ、事業費が51,828,000円、管理費が53,609,000円とあるので、逆転収差差益が1,781,000円になる。公益法人の収支予算書作成実務の構成の注意点としては、事業費は管理費を下回っていることが、今回は守らなくてもいいのかな。また、予備費の項目がない。東京事務所がこの秋には動き始めると思うが、総収入の2~2.5%以内を予備費として計上すればいいのではないかなという提案だ。

(回答) 内閣府に報告しているのは、管理費の中の人件費と家賃は事業費になる。公1~公5で割り振って集計している。ここでは、管理費になっているが、内閣府に提出しているものは事業費と管理費は別になる。内閣府に提出している予算書では、事業費の方に人件費と家賃が含まれており、事業費の方が多くなっているが内閣府からの指摘はない。なお内閣府に提出する表は次回から添付する。

(質問) 技能試験の協力援助費をこれだけ出すという意味は、当協会の今の会員に技能検定が反映されると考えていいのかな。

(回答 1) 今回は支出になるが収入の部もあるので、会員に対して大きな負担をかけるということはないと思う。その前提として、国家資格制度の試験機関として申請した。そのため収支が支出になるから通さないということは、できない状態だと考えている。単年度はそういう形になっているが総合的に考えた場合には、会員に対して不利益なことはない。

(回答 2) 基本的な考え方だが、これは協力金ではない。当協会が指定試験機関になるということは当協会が主体。推進機構は、協力させていただくという立場になる。そこをぜひご理解いただきたい。そうでないと誰のための国家資格かわからなくなる。今の認定眼鏡士の方々に十分メリットがある内容になってくる。

福田吉美議長は他に質問、意見がないことを確認し、第 3 号議案、第 4 号議案は全員の拍手で承認された。

【報告事項】

(1) 教育部報告

内田豪教育部長は、SS 級の認定試験の日程、会場を説明。生涯教育については、通信講座に振替ていただくが、例外が 9 月以降数件ある。9 月以降、コロナの影響も多少緩和されているかという淡い期待もあり提案を出している。生涯教育のテーマは、「視覚と学習（読書）」、「眼鏡技術者のための眼と視覚の科学（眼底）」と報告。実技講習は密になること、また協力メーカーの問題もあり今年度は見送りとする。

福田吉美議長は、教育部報告について質疑を求めたところ次の通り質疑があった。

(質疑) 9 月以降に生涯教育を開くことで申し込みがたくさん来ている。昨年のコロナで受けられなかった人もいたので生涯教育を 2 回開くことは可能か。また、昨年生涯教育が中止となり 3 回の受講がまだの人もいる。今年から来年にかけて開きたいと思うがどうか。

(回答) 基本は通信で受講してほしい。できるだけ希望が叶うようにしたいが、申し込み状況、講師の手配などもあるため後日ご返事させていただく。

(2) 広報部報告

杉本佳菜子広報部長は、まず今年度の支部 PR 活動について認定眼鏡士から眼鏡作製技能士への過渡期にあたるため、新聞広告などは認定眼鏡士の名称を使わず「メガネの日」や「目の愛護デー」の内容で実施をお願いしたい。また、支部の負担軽減とある程度統一した文言、デザインで展開したいと考え、広告見本として、広報部で 3 パターン、男女別あり、カラー（モノクロ対応）で作成した。支部で予定しているサイズに合わせて新聞社等の広告担当に作成してもらおうか、または広報部まで申し込んでほしい。見本の広告にある写真やイラストおよび広報部での作成費は無料と説明した。

会報は、眼鏡作製技能士についての報告を盛り込んで、本来 7 月の発行を遅らせて会員、認定眼鏡士に送付したい。

福田吉美議長は、広報部報告について質疑を求めたが特にはなかった。

(3) 眼鏡技術者国家資格推進機構報告

眼鏡技術者国家資格推進機構の代表幹事でもある岡本理事は、4 月 27 日に技能検定眼鏡

作製職種の職種新設および指定試験機関の指定を厚生労働省に申請し、同日受理していただいた。それに基づいて、6月10日に職業能力開発専門調査委員会が開催され、専門調査委員の全員一致で申請事項が承認された。今日時点で、6月10日の専門調査委員会の委員からいただいた質問が5項目あり、その回答作業を行っている。今後は、パブリックコメントの募集を厚生労働省が行う。厚生労働省の審議会を経て、予定が少し早まって8月中旬に厚生省令が改正される見込みで、12月初旬から受検者の申込受付を開始、2022年4月中旬に学科試験、7月下旬から9月の中旬にかけて実技試験を行う予定。なお、実技試験は学科試験をパスしないと受けられない。第1回の合格者が2022年11月中旬に発表される予定だ。98%ぐらいの確率で今回の国家資格制度は成り立つと考えている。

福田吉美議長は、国家資格推進機構報告について質疑を求めたが特にはなかった。

続いて福田吉美総務部長が、3期以上務めた退任支部長に感謝状を贈呈すると説明し、中山勝弘氏（北海道支部）、堀江晃氏（岐阜県支部）の名前を読み上げた。両氏には、後日、感謝状、記念品を郵送する。

ここで福田吉美議長は、加藤真代顧問、津田節哉顧問に来賓あいさつを願った。

加藤真代顧問は、「長い間皆さまとお付き合いさせていただき、私の夢でもある国家資格の制定が目の前に来たことは大変喜ばしく、皆さんに感謝している。岡本先生をはじめ眼鏡技術者協会が、国家資格推進のための中核として長い間ご活躍をいただいていることに消費者として感謝すると同時に、今の時代に来たことを大変うれしく思っている。コロナ禍で大変なご苦勞をされている中、各支部でメガネの日の活動や消費者へのPRもされており、大変敬意を表している。当協会に入らず資格だけもらいたいという人たちも多いようだが、公益社団法人の一員ということは、プライドを持っていただける社会的な立派なお仕事をしている方ということ。それを、一人ひとりが会費を納める時に自覚していただくと、この法人の存在意義、社会に尽くしているということも喜びにさせていただけるのではないかと。若い人たち、会員を増やしていくためには消費者への周知もしていただければと思う。私たちも微力ながら、資格を持っていらっしゃる皆さんのお店にいきましょうという合言葉もでてくる。また、役員の中に女性がでてき、事務局の女性も大変がんばっている。お店や認定眼鏡士に女性が進出していることは、反対に言えば男性たちがスクラムを組んでくださっているということで女性の一人としてとても感謝している。これからも大変なことが続くかと思うが、ご活躍を願う」とあいさつした。

津田節哉顧問は、「木方会長をはじめ、総会を非常にしっかりまとめていただいたが、今年は端境期、転換期で事業内容が難しい。再来年、国家資格ができた団体となった時の技術者協会はどうあるべきか会長をはじめ皆さんお考えになっていると思うが、技術者協会はいくまで生涯教育を続ける教育団体として存続してほしいと私は思っている。国家資格を行う機関であるということは非常に大きなポイントだと思うが、今度の国家資格は1回取れば更新しなくてもいいという資格だが消費者の皆さんにメガネを提供するには、生涯教育を繰り返さないとダメだと私は思う。1回国家資格を取ったからもう遊んでいてもいいという雰囲気を作らないようにメガネ業界も眼鏡技術者の世界も常に最新の知識と技術を学んで、それを消費者に提供していくという姿勢をあくまでも貫いていただきたい

い。そのための技術者協会であり、そのための公益社団法人である。それをお願いとして私の言葉とさせていただく」と述べた。

福田吉美総務部長は、全般を通して質問や意見を募ったところ次のような意見質疑があった。

(意見) 機構の報告で、パブリックコメントは広く一般の人の意見を聞くということ。皆さんにあった方がいいというコメントが必要になる。パブリックコメントが出る時期になったら、会員の皆さんに出されるといいと思う。

(質問) 認定眼鏡士はなくなるのか。国家資格と認定眼鏡士があつて、自分は認定眼鏡士として続けることはできるのかと会員の方に質問された。また、国家試験に受からなかったら資格を名乗れなくなるのか。

(回答) 認定眼鏡士は今年度をもって終了し、新しい眼鏡作製技能士へ移行、眼鏡作製技能士1本になる。今まで勉強されてきたので、それを補う講習を受ければ眼鏡作製技能士とされる方向で申請をしている。決定ではないが、しっかりと講習を受けて、内容が把握されればいける。落ちてももう一度受けられる。意志さえあれば眼鏡作製技能士になれると思っただいていい。

福田吉美議長は議長席を退席、司会の中尾卓司氏は第11回通常総会の閉会を宣言した。

上記の通り、公益社団法人日本眼鏡技術者協会第11回通常総会の経過を記載した内容は事実と相違ないことを証します。

2021年6月17日

公益社団法人日本眼鏡技術者協会

会 長 木 方 伸 一 郎

第11回通常総会

議 長 福 田 吉 美

議事録署名人 乾 隆 司

議事録署名人 吉 野 紀 子